

# 地球を讀む



## 流出国も対象に

冷戦の終焉(しゅうえん)は、難民援助のあり方に大きな変化をもたらしている。

従来から、難民や避難民に対する援助は、人道的な連帯のあかしとして、広く国際社会の支持を得てきた。とくにイデオロギーを異にする超大国対決のもとで、国際紛争そのものが冷戦構造を反映していた時代においては、難民はこのような対立の犠牲者として受け入れ国の厚遇を得、第三国への定住も数多く認められた。国連難民高等弁務官(UNHCR)は、難民の保護・救済と、難民問題の解決を任務とするが、その事業は今までもっぱら難民の受け入れ国を中心に進められ、流出国を対象とすることは少なかった。

ところが、最近では流出国側において難民・避難民を保護・救済する必要が増大してきた。それ

は第一には、冷戦が終わることもない和平が成立し、長年難民生活を強いられていた人々が、自国への帰還を始めたこと。しかしながら、カンボジアやアフガニスタン



緒方 貞子 (国連難民高等弁務官)

にみられるように、戦禍と貧困に苦しむ故国に帰ってもなお国際的な保護・救済が必要とされること。第二には、紛争の主要因が国家主義の高揚、民族や宗教の対立のため、自国内で難民化する傾向が強いこと。第三には、国家の權威の衰退や、連邦国家解体の過程で、安全とより所を求める人間の大規模な移動が各地で起こっていること、などである。その結果、国内にありながら難民となる人々の保護・救済をどのようにして全

うするかという課題が、急速に浮上している。

世界におけるこのような国内難民の総数は、千五百万人とも二千万人ともいわれる。とくに多数を占めているのが「アフリカの角」地域で、ソマリア、エチオピア、スーダンの各国では、国外に流出した人々のほかに、国内にも数百万人へのぼる難民がいる。旧ユー

## 湾岸戦争が転機

となった人々に対しても援助を与えてきた。

自国内にある難民に対し、国際社会が保護・救済を与えることは、理論的にも現実的にもきわめてむずかしい。それは国家主権の壁に直面するからである。国連憲章は「憲章のいかなる規定も、本質上いづれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際

# 国家主権と難民

## 国連の役割

## 新たな概念「人道的介入権」

ゴスラビアの場合、他の欧州諸国に逃れた五十万人に加えて、諸共和国には、百七十八万人が難民となっている。さらに、ボスニア・ヘルツェゴビナでは、首都のサラエボのほかにも、戦乱のために食糧の補給がつかず、籠城(ろうじょう)状態にある人々が六十

三万人と推定され、第二次大戦以来、最悪の難民危機となつてい

緒方貞子氏「一九七七年東京生まれ。聖心女子大、ジョージタウン大学卒。カリフォルニア州立大学大学院博士課程。七六年から三年間国連代表部公使。九〇年国連難民高等弁務官に就任。

まず、クウェートの主権と領土保全を守るために軍事行動に出た多国籍軍は、その後イラク北部に出動して安全地帯を設定した。トルコへ越境して国際的な保護を求めることが許されず、国境の山岳地帯で飢えと寒さに苦しんでいたクルド難民は、多国籍軍に守られて山を下り、自国内にある「安全地帯」へと帰還した。この動きに呼応して、イランに逃れたクルド難民も帰国を開始し、六月末にはほとんど全員が故国に復帰した。百七十万のクルド難民は、その流出の速度において記録的であったが、帰還の速さにおいても驚異的といえるものであった。このような動きを可能にした最大の原因が多国籍軍による人道的介入であったことはいまでもない。しかし、さらに多国籍軍から引き継いで、人道援助を提供した国連の動きにも注目すべきものがある。